

7 消 安 第 2783 号
令和 7 年 8 月 28 日

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長
水 産 庁 長 官

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の一部改正について

豚（いのししを含む。以下同じ。）・馬、家きん及び海産ほ乳動物（鯨及びイルカをいう。以下同じ。）のみに由来する肉骨粉等については、牛海綿状脳症が発生したことに伴い、牛への誤用・流用を防止する観点から、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成 13 年 10 月 1 日付け 13 生畜第 3388 号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）により、飼料用・肥料用の肉骨粉等及び肉骨粉等を含む飼料・肥料の製造及び工場からの出荷の一時停止が要請されましたが、「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）により、肥料用の肉骨粉等の一部については、家畜用飼料への誤用・流用防止等の措置としての要件を満たすことが確認されている場合に限り、当該要請が解除されています。

今般、「牛、めん羊又は山羊由来の原料を使用した肥料に係る規制の見直しについて」（令和 7 年 8 月 28 日付け 7 消安第 2779 号農林水産省消費・安全局長通知）でお知らせしているとおり、これまでに牛用飼料への流用・誤用が確認されていないこと等を踏まえた牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料を使用した肥料（以下「牛等由来肥料」という。）に係る規制の見直しを行ったところです。当該規制の見直し及び豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等についても牛用飼料への流用・誤用が確認されていないこと等を踏まえ、別紙の新旧対照表のとおり「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」を改正しました。改正の内容としては、製造及び工場からの出荷の一時停止の要請を解除する要件となっている、肉骨粉等以外の肥料（動植物質のみに由来するものを除く。）と混合する措置を不要とするものです。つきましては、本改正について、御了知ください。

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（別紙 2） 肥料用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について 1 （略） 2 一時停止の要請を解除する事項 （1）（略） （2）豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等を使用する肥料の製造及び工場からの出荷 （3）（略） 3 解除に当たっての条件 （1）2 の（1）に係る製造及び出荷 肥料原料用の豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造及び工場からの<u>出荷</u>については、以下の手続に従い独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が製造基準に適合することを確認した製造事業場において実施する場合に限る。 製造業者は豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造事業場について、別添 1 の製造基準に係る適合確認申請書を別記様式第 1－1 号によりセンターに提出するものとする。センターは、申請のあった製造事業場が製造基準に	（別紙 2） 肥料用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について 1 （略） 2 一時停止の要請を解除する事項 （1）（略） （2）豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等と肉骨粉等以外の肥料（動植物質のみに由来するものを除く。）とを混ぜた肥料の製造及び工場からの出荷 （3）（略） 3 解除に当たっての条件 （1）2 の（1）に係る製造及び出荷 肥料原料用の豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造及び工場からの<u>出荷</u>は、以下の手続に従い独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が製造基準に適合することを確認した製造事業場からの<u>出荷</u>に限る。 製造業者は豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造事業場について、別添 1 の製造基準に係る適合確認申請書を別記様式第 1－1 号によりセンターに提出するものとする。センターは、申請のあった製造事業場が製造基準に

適合するものであることの確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認める場合には、申請者に別記様式第2－1号による確認書を交付する。

なお、確認書を交付された製造業者は、確認を受けた製造事業場の製造工程について変更しようとする場合には、その変更の1か月前までにセンターに別記様式第3－1号により変更届を提出するものとする。センターは、当該変更届に係る事項が製造基準に適合しているかどうかについて審査の上、必要があると認めるときには、当該製造業者に確認申請書の再提出を指示し製造事業場の確認検査を再度行う。製造工程以外の申請内容に変更があった場合には、速やかにセンターに別記様式3－1号により変更届を提出するものとする。

(2) 2の(1)に係る輸入及び出荷

肥料原料用の豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の輸入及び工場からの出荷については、以下の手続に従いセンターが確認基準に適合することを確認した輸入業者が実施する場合に限る。

輸入業者は、豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の輸入について、別添2の確認基準に係る適合確認申請書を別記様式第1－2号によりセンターに提出するものとする。センターは、申請のあった輸入業者が確認基準に適合するものであることの確認検査を行い、確認基準に適合するものであると認める場合には、申請者に別記様式第2－2号による確認書を交付する。

適合するものであることの確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認める場合には、申請者に別記様式第2－1号による確認書を交付する。

なお、確認書を交付された製造業者は、確認を受けた製造事業場の製造工程について変更しようとする場合には、その変更の1か月前までにセンターに別記様式第3－1号により変更届を提出するものとする。センターは、当該変更届に係る事項が製造基準に適合しているかどうかについて審査の上、必要があると認めるときには、当該製造業者に確認申請書の再提出を指示し製造事業場の確認検査を再度行う。製造工程以外の申請内容に変更があった場合には、速やかにセンターに別記様式3－1号により変更届を提出するものとする。

(2) 2の(1)に係る輸入及び出荷

肥料原料用の豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の輸入及び工場からの出荷は、以下の手続に従いセンターが確認基準に適合することを確認した輸入業者による出荷に限る。

輸入業者は、豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の輸入について、別添2の確認基準に係る適合確認申請書を別記様式第1－2号によりセンターに提出するものとする。センターは、申請のあった輸入業者が確認基準に適合するものであることの確認検査を行い、確認基準に適合するものであると認める場合には、申請者に別記様式第2－2号による確認書を交付する。

なお、確認書を交付された輸入業者は、確認を受けた輸入先の事業場の基準に係る事項について変更しようとする場合には、その変更の1か月前までにセンターに別記様式第3-2号により変更届を提出するものとする。センターは、当該変更届に係る事項が確認基準に適合しているかどうかについて審査の上、必要があると認めるときには、当該輸入業者に確認申請書の再提出を指示し確認検査を再度行う。輸入先の事業場の基準に係る事項以外の申請内容に変更があった場合には、速やかにセンターに別記様式3-2号により変更届を提出するものとする。

(3) 2の(2)に係る製造及び出荷

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等を使用する肥料の製造及び工場からの出荷については、肥料の生産業者が、以下に掲げる手続を行い、肥料原料用の豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等のみを購入していることが確認できる場合に限る。

①・② (略)

(4) (略)

4・5 (略)

別添1

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物に由来する肉骨粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア・イ (略)

ウ いのしし

なお、確認書を交付された輸入業者は、確認を受けた輸入先の事業場の基準に係る事項について変更しようとする場合には、その変更の1か月前までにセンターに別記様式第3-2号により変更届を提出するものとする。センターは、当該変更届に係る事項が確認基準に適合しているかどうかについて審査の上、必要があると認めるときには、当該輸入業者に確認申請書の再提出を指示し確認検査を再度行う。輸入先の事業場の基準に係る事項以外の申請内容に変更があった場合には、速やかにセンターに別記様式3-2号により変更届を提出するものとする。

(3) 2の(2)に係る製造及び出荷

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等と肉骨粉等以外のものとを混ぜた肥料の製造及び工場からの出荷は、肥料の生産業者が、以下に掲げる手続を行い、肥料原料用の豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等のみを購入していることが確認できる場合の出荷に限る。

①・② (略)

(4) (略)

4・5 (略)

別添1

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物に由来する肉骨粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア・イ (略)

ウ いのしし

(ア) 狩猟者又は獣肉処理施設（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項の規定に基づく都道府県知事の許可を受けて食品処理業を営む者が野生鳥獣の解体処理を行うものに限る。以下同じ。）のみから、以下に掲げる基準を満たすいのししを収集すること。

①～③ （略）

(イ) ・ (ウ) (略)

エ （略）

(2) 原料輸送の基準

ア （略）

イ 豚・馬由来残さ供給管理票

豚・馬に由来する残さ（食鳥処理場、鯨体処理場、水産物産地市場若しくは水産加工業を営む者又は狩猟者からのものは除く。）の輸送に当たっては、別記様式第 4 号による豚・馬由来残さ供給管理票を作成すること。豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造業者が、豚・馬に由来する残さを受け入れる場合は、当該管理票が添付されている場合に限る。また、供給された残さの内容、数量、分別流通の状況等を確認し、当該管理票については、その記載内容を確認するとともに 8 年間保存すること。

ウ （略）

(3) ～ (6) (略)

別添 2 （略）

(ア) 狩猟者又は獣肉処理施設（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の規定に基づく都道府県知事の許可を受けて食品処理業を営む者が野生鳥獣の解体処理を行うものに限る。以下同じ。）のみから、以下に掲げる基準を満たすいのししを収集すること。

①～③ （略）

(イ) ・ (ウ) (略)

エ （略）

(2) 原料輸送の基準

ア （略）

イ 豚・馬由来残さ供給管理票

豚・馬に由来する残さ（食鳥処理場、鯨体処理場、水産物産地市場若しくは水産加工業を営む者又は狩猟者からのものは除く。）の輸送に当たっては、別記様式第 4 号による豚・馬由来残さ供給管理票を作成すること。豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造業者は、豚・馬由来残さ供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと。また、豚・馬由来残さ供給管理票の記載内容と供給された残さの内容、数量、分別流通の状況等を確認するとともに、豚・馬由来残さ供給管理票を 8 年間保存すること。

ウ （略）

(3) ～ (6) (略)

別添 2 （略）

別記様式第 4 号

(豚・馬由来残さ供給管理票の記載例)

豚・馬由来残さ供給管理票	
豚・馬由来残さの供給業者 の氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 ○○県○○市○○町 ○丁目○番○号 管理者の職名・氏名
事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する残さの種類	豚内臓、豚骨
出荷年月日	○○年○○月○○日
出荷数量	1, 0 0 0 k g

別記様式第 4 号

(豚・馬、家さん等由来残さ供給管理票の記載例)

豚・馬、 <u>家さん</u> 等由来残さ供給管理票	
豚・馬、 <u>家さん</u> 等由来残さ の供給業者の氏名又は名称 及び住所	○○○○株式会社 ○○県○○市○○町 ○丁目○番○号 管理者の職名・氏名
事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する残さの種類	豚内臓、豚骨
出荷年月日	○○年○○月○○日
出荷数量	1, 0 0 0 k g

附 則

この通知は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。